

# 加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail [info@kamocci.or.jp](mailto:info@kamocci.or.jp) (代表)

NO. 397号/R4. 3. 1 発行

## ◆飲食関連事業者対象事業継続支援金申請スタート

### 【対象者】

- ・県内に本社または本店を有する法人または個人事業主
- ・飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供していること
- ・申請時点において事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること 等

### 【支給額】

- ・県内で単独店舗または事業所を経営する事業者・・・20万円
- ・県内で複数 〃 ・・・40万円

【申請方法】申請書に添付書類を添えて、簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送

【送付先】〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山4丁目1-28 藤巻ビル2階

新潟県事業継続支援金センター 宛

【申請締切】令和4年5月31日(火) ※締切日消印有効

## ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

県が行った営業時間短縮の協力要請に全面的に協力いただいた飲食店等で対象要件をすべて満たす事業者が対象です。

### 【対象要件】

- ① 加茂市内で食品衛生法に定める営業許可を取得している対象施設を令和4年1月20日以前から営業しており、申請時点において営業を継続していること
- ② 要請期間(令和4年1月21日(金)0時～2月13日(日)24時)の全ての日において、経営する全ての対象施設が営業時間短縮の要請に全面的に協力すること

【支給額】売上高方式の場合(事業規模や算出方法によって支給額が異なります)

- ・5時から20時までの時短営業(酒類提供禁止)の場合・・・3万円/日
- ・5時から21時までの時短営業の場合・・・2.5万円/日

【申請締切】令和4年3月31日(木)当日消印有効

## ◆事業復活支援金の申請はお済みですか？

【対象者】下記の①と②を満たす中小法人・個人事業者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

【給付額】中小法人/上限250万円、個人事業者/上限50万円

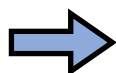
【申請方法】電子申請 【申請締切】令和4年5月31日(火)

※上記支援金等に関するお問い合わせは、当商工会議所(担当/明間、山本、大橋)まで。

## ◆健康保険・介護保険料率が4月納付分から変更

### 【健康保険料率】

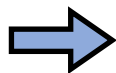
給与・賞与の**9.50%**  
令和4年2月分(3月納付分まで)



給与・賞与の**9.51%**  
令和4年3月分(4月納付分から)

### 【介護保険料率】

給与・賞与の**1.80%**  
令和4年2月分(3月納付分まで)



給与・賞与の**1.64%**  
令和4年3月分(4月納付分から)

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料が加わります。

※賞与については、3月1日以降の支給分から変更後の保険料率が適用されます。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/横山まで)

## ◆パート・アルバイトの社会保険加入条件が変わります

社会保険(厚生年金・健康保険)は、現在すべての企業に対して、正社員と、週の所定労働時間数および月の所定労働日数が正社員の3/4以上であるパート社員を加入させることが義務付けられています。また、従業員数501人以上の企業に対しては、一定の条件を満たすパート・アルバイト社員の加入も義務付けられています。

○2022年10月から、従業員数101人以上の企業に対して、下記の条件を満たすパート・アルバイト社員を社会保険に加入させることが義務付けられます。

週の所定労働時間が20時間以上30時間未満(週の所定労働時間が40時間の企業の場合) / 賃金の月額が8.8万円以上であること / 2カ月を超える雇用期間が見込まれること / 学生ではないこと

○従業員数51人以上の企業に対しても、2024年10月からこの条件を満たす短時間労働者の社会保険加入が義務付けられます

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/横山) まで。

## ◆パワーハラスメント防止法が中小企業にも義務化

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行され、令和4年4月1日からは中小企業の事業主に対してパワーハラスメント防止措置が義務化されます。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

## ◆商業登記に基づく電子証明書の取得方法について

商業登記に基づく電子認証制度は、登記所が管理する登記情報に基づき、会社・法人の代表者等に対して電子証明書を発行する制度です。

発行された電子証明書はオンラインによる申請・届出や電子商取引など、電子文書を作成して相手方に渡す際に使用されるものです。

この電子証明書により、相手方は、その電子文書の作成者が誰であるのかを確認することができますとともに、その電子文書が改ざんされていないことを確認することができます。

電子証明書は、会社・法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄している登記所(管轄登記所)に電子証明書の発行申請をしていただくことにより、取得することができます。

t ※詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

## ◆所得税、贈与税、個人事業者の消費税の 申告・納付期限は4月15日(金)まで延長 ～申告書・決算書等は当所でも提出できます～

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告・納付期限、納税振替日が下記のとおり延長することができ、簡易な方法(※1)により申告・納付期限の延長を申請することができます。

(※1) 書面提出の場合は、申告書の右上に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載。e-Tax 提出の場合は「送信準備」画面の「特記事項」欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載。

### ○申告期限・納付期限

税目	延長前	延長後
申告所得税	令和4年3月15日(火)	令和4年4月15日(金)
贈与税		
個人事業者の消費税	令和4年3月31日(木)	

○確定申告関係書類は当所窓口を用意していますので、お気軽にご連絡ください。

○印鑑、マイナンバー確認書類をご持参ください。

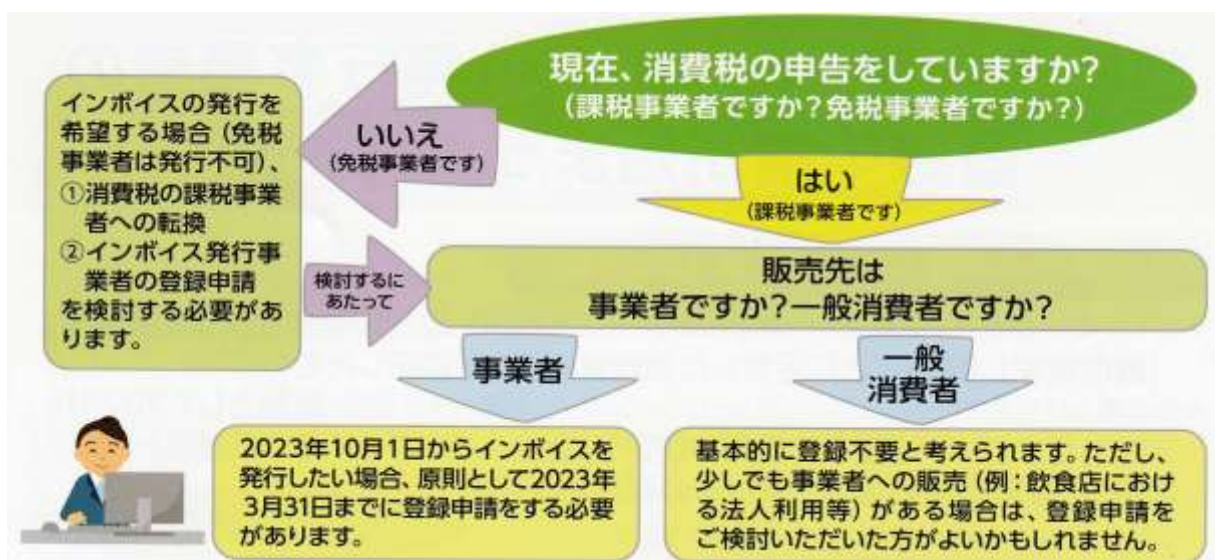
税務署へ提出する申告書にはマイナンバーの記載と写しの添付が必要です。マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードと運転免許証などの身元確認書類の写しを一緒に提出してください。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/渡邊) まで。

## ◆2023年10月にインボイス制度導入予定

現在すでに、消費税「インボイス制度」が導入に向けて、適格請求書(インボイス)発行事業者の登録申請が始まっています。これは全ての業種が対象になり、消費税免税事業者は対策しないと取引に影響が出る場合がありますので、お早めにご検討ください。

### ● インボイス発行事業者の登録申請を検討するためのフローチャート ●



※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/渡邊) まで。

## ◆新型コロナの影響を受ける事業者を支援！

### マル経融資をご利用ください

営業車入替・備品調達、諸経費支払い... etc 柔軟に対応！

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高または過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が前4年いずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方のために制度が拡充されています。

**担保なし・保証人なし・保証料なし**

**1.22%-0.9%=0.32%**

※3年間分の利子相当額を一括で助成する特別利子補給制度を受けることで  
当初3年間は実質無利子でご利用いただけます。

※4年目以降は通常金利（3月1日から0.01%引き上げ→現在1.22%）

◎対象企業 常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下

〃 製造業・建設業・その他：20人以下

◎融資限度額 1,000万円（既存マル経融資とは別枠で借入可能）

◎返済期間 運転資金7年(据置3年以内) 設備10年(据置4年以内)

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当/明間、山本）まで。

## ◆加茂オリジナル推奨品ギフトボックスを販売します！

お菓子や食品、小物など様々な推奨品を組み合わせたギフトセットの販売が決定いたしました。コロナ禍で会えないご家族やご友人、お取引先などにお送りいただくのはいかがでしょうか。詳細は3月中旬頃、チラシ・当所ホームページ等でお知らせいたしますのでお楽しみに！

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当/渡邊）まで。

## ◆新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された事業所へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業所内で陽性者が確認された場合、濃厚接触の可能性のある方をリストアップし、下記お願い事項の周知にご協力をお願いいたします。

### ◎濃厚接触者となった方へのお願い事項

濃厚接触者となった方は、陽性者と最後に接触した日の翌日から起算して7日間の自宅待機と健康観察の実施等を行ってください。

健康観察期間中、発熱等体調不良となった場合は、かかりつけ医に事前連絡の上受診するか、新潟県新型コロナ受診・相談センター、保健所へ相談してください。

※詳しくは新潟県ホームページをご覧ください。

## ◆会議所3月の主な行事予定

1日（火） ・青色申告納税相談 9:30～	11日（金） ・常議員会 12:00～
4日（金） ・正副会頭会議 12:00～	23日（水） ・通常議員総会 16:30～